

田辺市周辺衛生施設組合決裁規程

制 定 昭和 55 年 7 月 31 日 規程第 1 号

改 正 平成 29 年 3 月 1 日 規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、田辺市周辺衛生施設組合の管理者の権限に属する事務についての区分及び手続を定め、責任の所在を明確にするとともに、事務処理の能率化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「決裁」とは、管理者又は専決者（事務局長をいう。以下同じ。）が最終的にその意思を決定することをいう。
- (2)「専決」とは、専決者がこの規程に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。
- (3)「代理決裁」とは、管理者又は専決者が不在の場合において、この規程に定める者が代わって決裁することをいう。
- (4)「不在」とは、管理者又は専決者が出張、病気その他の事由によって、決裁することができない状態をいう。

(効力)

第 3 条 この規程に基づいてなされた専決及び代理決裁は、管理者の決裁と同一の効力を有する。

(管理者決裁事項)

第 4 条 第 1 条に規定する事務のうち、別表に定める事項については、全て管理者の決裁を受けなければならない。

(事務局長専決事項)

第 5 条 事務局長は、前条に定める管理者決裁事項を除くほか、これを専決することができる。

(代理決裁)

第 6 条 管理者が決裁すべき事項について、管理者が不在であるときは、副管理者がその事項を代理決裁する。

第 7 条 事務局長が専決すべき事項について、事務局長が不在であるときは、次長がその事項を代理決裁する。

第 8 条 前 2 条に規定する代理決裁は、あらかじめ指示を受けた事項又は緊急を要する事項に限りこれをすることができる。ただし、特に重要な事項、若しくは異例な事項については、代理決裁することができない。

(代理決裁後の手続)

第 9 条 代理決裁をした事項については、速やかに後閲を受けなければならない。ただし、あらかじめ後閲を要しない旨の指示を受けた事項については、この限りでない。

附 則

- 1 この規程は、昭和 55 年 7 月 31 日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に従前の例により処理中のものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 1 日規程第 1 号）

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

管理者決裁事項

- (1) 組合行政の運営に関する事。
- (2) 組合議会の招集に関する事。
- (3) 組合議会の議案等に関する事。
- (4) 条例、規則その他例規の制定及び改廃に関する事。
- (5) 重要な契約に関する事。
- (6) 重要な事項の告示、公示及び掲示に関する事。
- (7) 職員の任免、給与その他人事に関する事。
- (8) 重要な報告及び復命に関する事。
- (9) 予算の編成に関する事。
- (10) 一件 100 万円以上の工事の施行決定及び契約の締結並びに支出命令に関する事。
- (11) 一件 50 万円以上の物品の購入、賃借り、製作、運搬、修繕等の供給決定及び契約の締結並びに一件 100 万円以上の当該支出命令に関する事。
- (12) 前 2 号に掲げるもののほか、一件 100 万円以上の支払負担行為（交際費及び食糧費に係るものを除く。）及び支出命令に関する事。ただし、定例又は既定標準によるもの（既定標準による手当金、賄料その他給与並びに水道、電気及び電話の使用料並びに郵便料金を含む。）を除く。
- (13) 一件 3 万円以上の交際費及び食糧費の支出負担行為に関する事。
- (14) 一件 10 万円以上の予備費の充用及び予算の流用に関する事。
- (15) 一件見積価格 30 万円以上の不用品の処分に関する事。
- (16) 管理者の指示によって特に処理するもの
- (17) 前各号のほか、特に重要なもの